

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

八天遺跡（以下、「本史跡」という。）は、縄文時代後期の大形円形建物跡及び墓域等を主体とする集落遺跡であり、縄文時代早期～晩期、弥生時代、平安時代、中世の複合遺跡である。北上川東岸に突き出した舌状台地（下欠野台地）の上に立地し、眼下に広がる沖積低地や、西方の奥羽山脈等の恵み豊かな北上盆地の風景を望むことができる。

更木東部開発に伴い、昭和43（1968）年から昭和51（1976）年まで実施された発掘調査により、縄文時代中期末葉から後期後葉にかけての大規模な集落が確認された。発見された大形円形建物跡や耳・鼻・口形土製品は、特異な遺構・遺物として新聞・テレビ等で広く報じられ注目を集めた。その結果、台地の開発は中止され、昭和52（1977）年の範囲確認調査を経て昭和53（1978）年2月22日、国の史跡に指定された。

その後、現地は発見当時のままで保存されてきたが、昭和56・57・62・63年度に台地上の主要部分が公有地化され、平成3年度には将来的な活用・整備の方針を示すために、「史跡八天遺跡環境整備基本計画」が策定された。この計画では整備の基本方針が示され、手法の検討が行われたが、財政難のために実際に整備に着手することはできなかった。

しかし、更木地区を中心に市民の本史跡活用への思いは強く、史跡整備の要望がたびたび出された。また「史跡八天遺跡環境整備基本計画」は、整備に関する方針を主とし、保存管理に関する方針を欠いていた。そこで北上市教育委員会では、令和2年度に本史跡を適切に保存し、次世代へと継承するため、本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用するための基本方針を定める「史跡八天遺跡保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）の策定に着手、令和3年度末までに計画を策定し、計画書を刊行した。

「保存活用計画」では「地域とともに進化（深化）を続ける縄文時代の祈りの村「八天遺跡」を史跡の望ましい将来像（大綱）として規定した。その上で整備については、「本史跡の保存を前提として、本質的価値を十分に活かした整備を計画的に実施する。」・「市民・地域・学校等と協働し、持続的な管理・活用が可能となる整備を実施する。」・「地域社会の拠点となり、地域住民の活用に資する整備を実施する。」・「周辺文化財との一体的な活用が可能となる整備を実施する。」・「周辺の自然環境を活かした整備を実施する。」の5つの方向性を示した。以上の方向性に沿って整備事業を推進するために、整備基本計画が必要であることから、本計画を策定することとなった。

第2節 計画の目的

本計画では、「保存活用計画」に基づき、整備及び公開活用に係る基本方針、整備の具体的方法、整備及び公開活用に係る運営体制の整備等、本史跡の整備と公開活用に関する基本的な計画を定めることを目的とする。

史跡の本質的価値の保存を前提としつつ、公開活用に関する現状と課題を整理し、有効な公開活用の場を創造する手法について検討する。計画の対象範囲は「保存活用計画」の対象範囲とし、計画期間も「保存活用計画」と終期をあわせ、令和6（2024）年4月1日から令和14（2032）年3月31日までとする。令和14年度以降に関しては長期計画として課題を示し、次期保存活用計画策定後に改めて検討する。なお、今後の調査研究及び整備・公開活用の進展、社会状況の変化などにより、本史跡を取り巻く諸環境が変化した場合には、これに対応するため、計画の見直しを行うものとする。

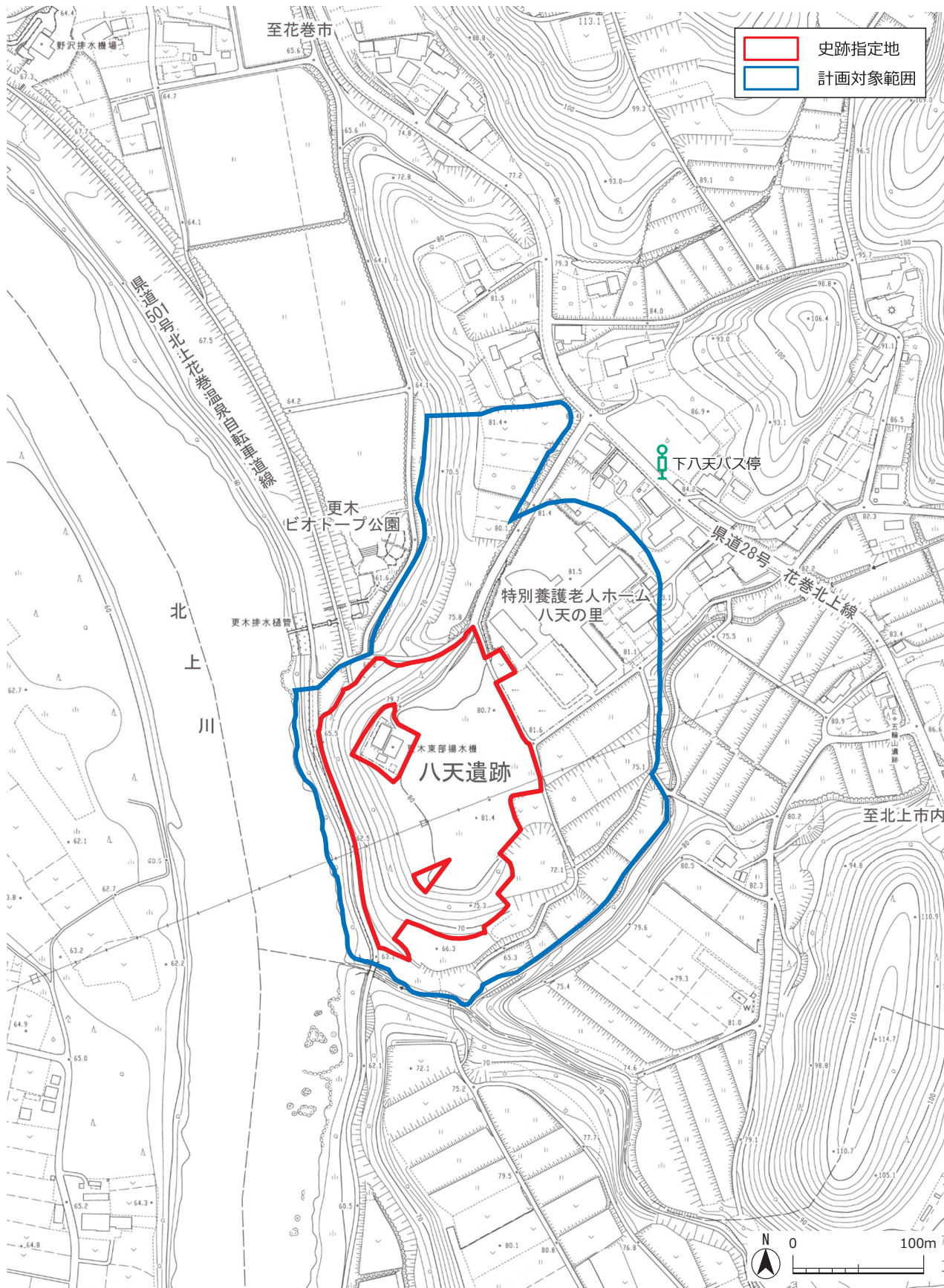


図1 計画の対象範囲と史跡の指定範囲

表 1 発掘調査・史跡指定と保存活用事業の経過一覧

年度	西暦年	月日	経緯	文献
昭和43年度	1968年	11・12月	更木東部開発に伴う緊急発掘調査（第1次調査）	1
昭和44年度	1969年	4・7月	更木東部開発に伴う緊急発掘調査（第2次調査）	2
昭和50～52年度	1975～1977年		更木東部開発に伴う発掘調査・確認調査（第3～5次調査）	3・4
昭和52年度	1978年	2月22日	「八天遺跡」史跡指定	
昭和56・57・62・63年度			指定地内公有地化（51.8%）	
平成3年度	1992年	3月	「史跡八天遺跡環境整備基本計画」策定	5
平成4年度	1992年	6月22日	「岩手県八天遺跡土壌出土品」重要文化財指定	
平成13年度			総合計画基本計画（前期）に登載（財政難により着手できず）	
平成16年度	2004年	11月	更木地区に「八天遺跡整備促進委員会」設置	
平成18年度			総合計画基本計画（後期）に事業費を縮減して登載	
平成20年度	2008年	6月～10月	内容確認調査（主要遺構を公共座標に位置づける、第6次調査）	6
		8月10日	第1回八天縄文まつり開催（以後毎年継続、第8回より「更木夏まつり」）	
	2009年	2月9日	文化庁協議（計画的な整備の必要性）	
平成23年度			総合計画基本計画に非登載	
平成27年度			史跡八天遺跡整備事業開始（平成29年度まで：情報収集・検討）	
平成30年度			八天遺跡保存活用・整備計画策定事業（保存活用計画・整備基本計画策定）	
令和元年度	2019年	12月11日	保存活用計画策定準備会開催	
			八天遺跡現況地形図作成	
令和2年度			「国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会」委員委嘱、委員会開催	
	2020年	7月～12月	内容確認調査（遺構分布状況と遺跡の性格の確認、第7次調査）	7
令和3年度	2021年	4月～11月	内容確認調査（墓域と北盛土遺構の内容確認、第8次調査）	9
令和4年度	2022年	4月	「史跡八天遺跡保存活用計画」施行	8
		5月～11月	内容確認調査（大形円形建物跡北側の遺構分布状況確認、第9次調査）	
		7月・10月	史跡八天遺跡夏季・秋季植物相調査	
令和5年度	2023年	5月	史跡八天遺跡春季植物相調査	
		5月～12月	内容確認調査（表土の厚さ確認・南盛土遺構の内容確認、第10次調査）	
	2024年	3月	「史跡八天遺跡整備基本計画」策定（令和6年度施行）	

文献

1. 北上市教育委員会 1969 『北上市更木町八天遺跡緊急調査報告（昭和43年度）』文化財調査報告第6集
2. 北上市教育委員会 1970 『北上市更木町八天遺跡調査報告（昭和44年度）』文化財調査報告第9集
3. 北上市教育委員会 1978 『八天遺跡（昭和50年～昭和52年度調査）図版編』文化財調査報告第24集
4. 北上市教育委員会 1979 『八天遺跡（昭和50年～昭和52年度調査）本文編』文化財調査報告第27集
5. 北上市教育委員会 1992 『史跡八天遺跡環境整備基本計画』
6. 北上市教育委員会 2010 『八天遺跡（2008年度）』北上市埋蔵文化財調査報告第99集
7. 北上市教育委員会 2022 『八天遺跡（第7次調査）』北上市埋蔵文化財調査報告第150集
8. 北上市教育委員会 2022 『史跡八天遺跡保存活用計画』
9. 北上市教育委員会 2024 『八天遺跡（第8次調査）』北上市埋蔵文化財調査報告第160集

第3節 委員会の設置

本計画を策定するに当たり、史跡の特性を正しく把握し、将来を見据えた整備・公開活用の方法等について専門的見地、地域づくりの立場からの客観的な意見や助言等を得ることを目的として、「国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置し、会議を開催した。会議は「保存活用計画」策定に要した6回を引き継ぎ、第7回から第12回まで、合計6回開催した。構成員は次のとおりである。

表2 国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会（令和4・5年度）委員等一覧

委員長	山田 康弘	東京都立大学教授
委員長職務代理者	中村 良幸	北上市文化財保護審議会委員、花巻市博物館館長
	小林 克	元秋田県埋蔵文化財センター所長、元文化庁文化財部記念物課文化財調査官
	鈴木 まほろ	岩手県立博物館学芸第二課課長補佐（令和4年度は主任専門学芸員）
	平野 直志	更木町振興協議会会長
	千田 哲也	八天遺跡整備促進委員会会長
指導機関	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官
	半澤 武彦	岩手県教育委員会生涯学習文化財課上席文化財専門員（令和4年度）
	高橋 祐	岩手県教育委員会生涯学習文化財課文化財専門員（令和4年度）
	須川 翼	岩手県教育委員会生涯学習文化財課文化財調査員
オブザーバー	川村 惠壽	更木地区交流センター センター長（令和4年度）
	千田 惠一	更木地区交流センター センター長（令和4年度は事務長）
事務局	平野 憲	教育長
	八重樫義正	教育部長（令和4年度）
	澤藤 樹史	教育部長（令和5年度）
	佐藤 康浩	文化財課長
	岩田 貴之	文化財課上席主任
	工藤 美樹	文化財課主査

（1）令和4年度

- ・第7回策定委員会（令和4（2022）年9月13日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（計画策定の経緯と目的、計画地の現状①）
- ・第8回策定委員会（令和4（2022）年12月20日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（計画地の現状②、史跡の概要及び現状と課題①）
- ・第9回策定委員会（令和5（2023）年3月13日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（史跡の概要及び現状と課題②、基本方針）

（2）令和5年度

- ・第10回策定委員会（令和5（2023）年9月28・29日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（整備基本計画①）
- ・第11回策定委員会（令和5（2023）年12月12日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（整備基本計画②）
- ・第12回策定委員会（令和6（2024）年3月13日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（完成予想図、全体の検討）

第4節 上位計画・関連計画との関係

本計画は、「史跡八天遺跡保存活用計画」を直接の上位計画とする。また、本市の最上位計画である「北上市総合計画 2021～2030」、教育分野の上位計画である「北上市教育振興基本計画 2021～2030年度」、及び県の上位計画である「岩手県文化財保存活用大綱」に則するとともに、関連計画との整合を図った。

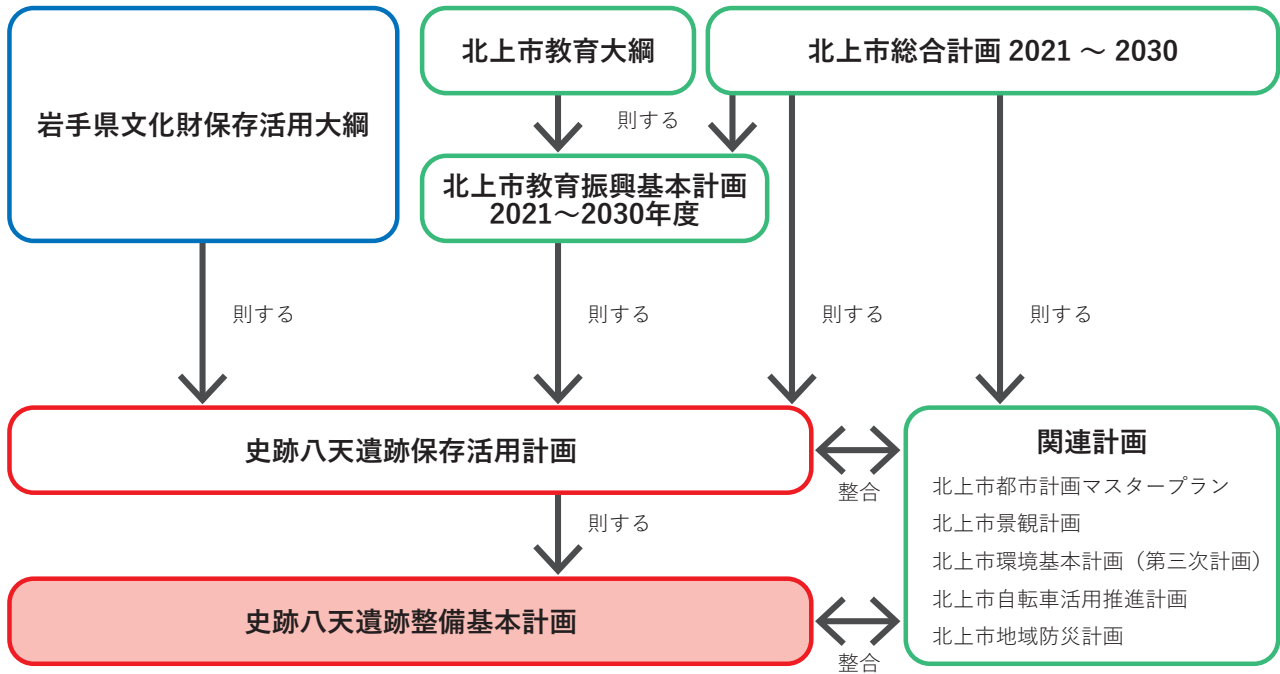


図2 本計画の位置づけ

(1) 上位計画

(ア) 北上市総合計画 2021～2030

総合的な市政運営の指針であり、4つの基本目標と10の基本方針から政策体系が構築され、さらに10のプロジェクトが整理されている。市内16地区の地域計画も策定・掲載されている。計画期間は令和3(2021)年度～令和12(2030)年度の10年間である。

このうち、基本目標1「ひと」：未来に輝く、未来を創るひとづくり／基本方針3「すべての人が活躍できる環境づくり」／基本施策2「文化芸術及びスポーツを核とした地域活性化」が本史跡の保存活用に関連する施策である。また、持続可能なまちづくり推進プロジェクト3「地域をつくる文化芸術・スポーツプロジェクト」のうち重点的に行う取組として「文化財の次世代への継承」も関連する。

さらに更木地区の地域計画では地域の将来像として「郷土芸能や八天遺跡をはじめとした史跡など地域の歴史文化を伝えていきます。」と記載されている。

(イ) 北上市教育振興基本計画 2021～2030年度 (令和3(2021)年3月策定)

本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものである。北上市総合計画における基本目標「ひと」に関わる教育施策に沿い、その具体的な内容を示すとともに、北上市教育大綱の基本目標を実現しようとするものである。計画期間は令和3(2021)年度～令和12(2030)年度の10年間である。

このうち、基本目標「未来に向かい 自ら学び 地域を互いに支える人づくり」の基本方針2「すべての人が活躍できる環境づくり」、2「文化・芸術、スポーツを核とした地域活性化」、⑤「文化財の保護・保存」が本史跡の保存活用に関連する施策である。推進方針の中に「未整備の国指定史跡については、整備促進に向けた検討を順次行う必要があり、先行して、八天遺跡の保存活用計画の策定を進め整備を推進します。」と記載されている。

(ウ) 岩手県文化財保存活用大綱（令和3（2021）年3月策定）

岩手県教育委員会によって策定された、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱である。人口減少と高齢化により、文化財の保存・継承が困難になることへの対応として、岩手県における文化財の保存活用の基本的な方向性を明確化し、文化財を確実に後世に継承することを目指した計画である。県・市町村等が各種の取組を進める上での共通の基盤を提示するものである。

「多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」を目指すべき将来像とし、「文化財の確実な保存と次世代への継承」・「文化財の調査・研究と価値の共有」・「文化財の持続的な保護と新たな地域づくり」を基本方針とする。

(エ) 史跡八天遺跡保存活用計画（令和4（2022）年3月策定）

本史跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示することを目的として策定した計画である。史跡の本質的価値と構成要素を明確に示し、適切な保存管理の在り方や現状変更等の取扱基準を定めるとともに、活用整備の基本的な考え方を示し、保存・活用の指針とするものである。特に活用・整備に関しては以下の方向性を示している。

【活用の方向性】

- 本史跡の本質的価値や発掘調査の成果について、史跡整備過程も含めて積極的な公開に努める。
- 八天遺跡をはじめ本市に立地する史跡について、学校教育・生涯学習・地域行事の場において学ぶことができるような機会を創出する。
- 八天遺跡をはじめ本市に立地する史跡について、ホームページ等を含め多様な手段・媒体を活用しながら、広く情報の提供・発信に努める。
- 本市に立地する史跡や博物館等を関連資産として一体的にとらえ、連携した活用が図られるような取組について検討する。

【整備の方向性】

- 本史跡の保存を前提として、本質的価値を十分に活かした整備を計画的に実施する。
- 市民・地域・学校等と協働し、持続的な管理・活用が可能となる整備を実施する。
- 地域社会の拠点となり、地域住民の活用に資する整備を実施する。
- 周辺文化財との一体的な活用が可能となる整備を実施する。
- 周辺の自然環境を活かした整備を実施する。

(2) 関連計画

(ア) 北上市都市計画マスタープラン（令和4（2022）年3月策定）

安全・安心で魅力的なまちづくりの基本的な考え方や将来都市構造、土地利用方針等をきめ細かく、かつ、総合的に示すもので、都市計画をはじめとするまちづくりの施策の基本となるものである。

歴史・文化を実感できる景観形成の方針として、「古墳や遺跡、城址などの歴史的・文化的資源の保全を図るとともに、その周辺地域についても歴史的文化的資源と調和した景観形成を誘導します。」とある。また、更木地区の地域別構想には、「都市環境形成の方針」として「隣接する八天遺跡公園、ビオトープ公園、桜並木自転車道の連携強化による相互活用を支援」、「史跡資源の利用を図るため、地域による遺跡への連絡路の設計や整備等を支援」等が記載されている。

(イ) 北上市景観計画（平成31（2019）年3月改定）

景観法に基づき、景観に関するまちづくりを進めるための基本的な計画である。良好な景観形成のための方針や、行為の制限に関する事項、景観形成上重要な公共施設の整備の方針等をまとめている。本史跡周辺は「景観計画区域」に該当する。

本史跡に関連する記述としては、文化景観の形成方針として「史跡を保全し、歴史的景観を次世代に継承する」と明記されている。また文化景観の配慮事項として、史跡については「遺跡など歴史的な場所では、その雰囲気とともに、周辺部への空間の広がり大切に」、案内板・広告物については「史跡及びその周辺では、落ち着いた色彩や劣化しにくい素材等、その場に相応しいものとする」、建物については「史跡等歴史的な場所の周辺では、落ち着きのある形態や色彩に配慮する」と記載されている。

(ウ) 北上市環境基本計画（第三次計画）（令和3（2021）年3月策定）

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められた計画である。計画期間は令和3年度～令和12年度の10年間である。

本史跡に関連する内容としては、「4-5-2 景観の形成と美観の維持」の施策の方向として「歴史・文化資源の適正な保存と活用を推進します」とある。

(エ) 北上市自転車活用推進計画（令和3（2021）年3月策定）

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定された計画である。計画期間は令和3年度～令和12年度の10年間である。実施すべき施策として掲げられた「地域資源を活かしたサイクリング環境の整備」や「サイクルツーリズムの推進」は本史跡へのアクセスや活用整備と関連する可能性がある。

(オ) 北上市地域防災計画（令和5（2023）年3月修正）

市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため作成された計画で、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項が策定されている。

文化財に関しては基本方針で「文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。」と記載されている。